

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
64	国民健康保険法による国民健康保険に関する事務基礎項目評価書(令和8年1月以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、国民健康保険法による国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険法による国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。 川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項別表44の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 - 資格（被保険者）情報の管理に関する事務 ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・資格確認書（高齢受給者証を兼ねたものを含む。）、資格情報のお知らせ等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ・びったりサービス（サービス検索・電子申請機能）を用いた電子データ受信 - 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定 - 給付管理に関する事務 ・療養費等の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費・高額介護合算療養費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費の多数回該当の引き継ぎ ・出産育児一時金・葬祭費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・特定疾病療養の申請の受理、確認、認定及び支給 ・一部負担金減免による申請及び決定 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・傷病手当金等の支給 ・第三者の行為による被害の届出受理、確認及び求償 ・保険給付の一時差止 - 保健事業に関する事務 ・被保険者に対する健康診査及び保健指導 ・生活習慣病の重症化予防 - 中間サーバーに係る事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。
③システムの名称	国民健康保険システム、システム連携基盤、中間サーバー、検索・電子申請機能等システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム」という。）

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の44の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--

②法令上の根拠	・【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項、70の項、71の項、160の項 ・【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、173の項 ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国保法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局医療保険部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2632 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課（情報公開担当） 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号：044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2632
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない（入手） ☐ 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称)	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務	国民健康保険法による国民健康保険に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)(主務省令事項を定める命令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(主務省令事項を定める命令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	海老塚 孝之	健康福祉局地域福祉部保険年金課 紺野 祐哉	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報ファイルの開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・健康福祉局地域福祉部保険年金課 住 所:〒210-0005 川崎市川崎区東田町8(パレール三井ビル12階) 電話番号:044-200-3486 ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	・健康福祉局地域福祉部保険年金課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3486 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	健康福祉局地域福祉部保険年金課 住 所:〒210-0005 川崎市川崎区東田町8(パレール三井ビル12階) 電話番号:044-200-3486	・健康福祉局地域福祉部保険年金課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3486	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年2月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年2月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)1/2	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、国保法と記載する)に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。(国保法第1条、第2条) 市町村及び特別区は、国保法の定めるところにより国民健康保険を行うものとされており(国保法第3条)、国民健康保険制度を運営する団体を保険者といい、川崎市は川崎市国民健康保険の保険者である。 川崎市が行う国民健康保険の事務を以下に記載する。 1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村の国民健康保険の被保険者となる。(国保法第5条) ただし、国保法第6条(適用除外)各号に該当する者は市町村が行う国民健康保険の被保険者としないとされるが、その対象で無くなった場合は、現住所において加入の手続きを行う必要がある。 上記に基づき、以下の事務を行う。 ・転入等による資格取得届の受理、確認 ・被用者保険の喪失による資格取得届の受理、確認 ・転出による資格喪失届の受理、確認 ・被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認及び交付	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。)に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。 川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第1項番30の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要) 2/2	2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 保険者は、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収しなければならないこととされている(国保法第76条)。これに基づき、以下の事務を行う。 ・保険料の算定のための所得の把握 ・保険料の賦課 ・保険料の徴収方法の検討決定 ・保険料決定(更正)通知書等の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請受理及び判定 ・保険料の徴収 3 給付管理に関する事務 下記の給付に対し、各給付申請の受理、確認及び支給の事務を行う。 ・療養の給付 ・入院時食事療養費 ・入院時生活療養費 ・保険外併用療養費 ・訪問看護療養費 ・移送費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費 ・特別療養費 ・出産育児一時金 ・葬祭費 また、高額療養費や食事療養費の現物給付に関する限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の受理、確認及び交付の事務を行う。 * なお、関係する部署および機関との特定個人情報ファイル等の流れについて、別添1に記す。	2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定 3 給付管理に関する事務 ・療養費等の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費・高額介護合算療養費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費の多数回該当の引き継ぎ ・出産育児一時金・葬祭費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・特定疾病療養の申請の受理、確認、認定及び支給 ・一部負担金減免による申請及び決定 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・傷病手当金等の支給 ・第三者の行為による被害の届出受理、確認及び求償 ・保険給付の一時差止 4 保健事業に関する事務 ・被保険者に対する健康診査及び保健指導 ・生活習慣病の重症化予防	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成28年12月28日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称)	国保ハイアップシステム、システム連携基盤、中間サーバー	国保ハイアップシステム、システム連携基盤、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の42の項(主務省令事項を定める命令第25条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号)、43の項、44の項(主務省令事項を定める命令第26条)、45の項、46の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の1の項(主務省令事項を定める命令第1条第1号、第2号)、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第12号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号)、4の項(主務省令事項を定める命令第4条第1号、第2号)、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、17の項、22の項、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号第5号)、27の項(主務省令事項を定める命令第20条第8号)、30の項、33の項、39の項、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号、第7号、第8号)、46の項、58の項、62の項(主務省令事項を定める命令第33条)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号、第5号、第7号)、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号)、88の項、93の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号)、97の項、106の項、109の項	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)の欄に記載のとおり	事後	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成29年7月31日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成29年7月31日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の42の項(主務省令事項を定める命令第25条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号)、43の項(主務省令事項を定める命令第25の2条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)、44の項(主務省令事項を定める命令第26条)、45の項、46の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の1の項(主務省令事項を定める命令第1条第1号、第2号)、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第4号、第5号、第8号、第10号、第11号、第17号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第5号、第6号、第9号、第10号、第11号、第12号)、4の項(主務省令事項を定める命令第4条第1号、第2号)、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号)、9の項(主務省令事項を定める命令第8条第3号)、12の項(主務省令事項を定める命令第10条の2第3号)、15の項(主務省令事項を定める命令第11条の2第2号)、17の項(主務省令事項を定める命令第12条の3第1号)、22の項(主務省令事項を定める命令第15条第4号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、27の項、30の項、33の項(主務省令事項を定める命令第22の2条第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号)、39の項(主務省令事項を定める命令第24の2条第3号、第4号、第5号、第8号、第9号)、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号、第7号、第8号)、46の項、58の項(主務省令事項を定める命令第31の2条第4号、第5号、第6号、第9号、第10号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条第1号)、78の項(主務省令事項を定める命令第41条の2第3号)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号、第5号、第7号)、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、88の項、93の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号)、97の項(主務省令事項を定める命令第49条第2号)、106の項(主務省令事項を定める命令第53条第1号、第2号、第4号)、109の項(主務省令事項を定める命令第55条の2第4号)	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の42の項(主務省令事項を定める命令第25条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号)、43の項(主務省令事項を定める命令第25の2条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)、44の項(主務省令事項を定める命令第26条)、45の項、46の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第5号、第7号 別表第2の1の項(主務省令事項を定める命令第1条第1号、第2号)、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第3号、第4号、第5号、第8号、第11号及び第17号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第4号、第5号、第6号、第9号、第11号及び第12号)、4の項(主務省令事項を定める命令第4条第1号、第2号)、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号)、9の項(主務省令事項を定める命令第8条第3号)、12の項(主務省令事項を定める命令第10条の2第2号)、15の項(主務省令事項を定める命令第11条の2第2号)、17の項(主務省令事項を定める命令第12条の3第1号)、22の項(主務省令事項を定める命令第15条第1号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、27の項(主務省令事項を定める命令第20条第9号)、30の項、33の項(主務省令事項を定める命令第22条の2第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号)、39の項(主務省令事項を定める命令第24条の2第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号)、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号、第7号、第8号)、46の項、58の項(主務省令事項を定める命令第31条の2第4号、第5号、第6号、第7号、第9号及び第10号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条)、78の項(主務省令事項を定める命令第41条の2第3号)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号、第5号、第7号)、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、88の項、93の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号)、97の項(主務省令事項を定める命令第49条第2号)、106の項(主務省令事項を定める命令第53条第1号、第2号及び第5号)、109の項(主務省令事項を定める命令第55条の2第1号及び第2号)、120の項(主務省令事項を定める命令第59条の3第3号)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局地域福祉部保険年金課	健康福祉局医療保険部保険年金課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	健康福祉局地域福祉部保険年金課 紺野 祐哉	保険年金課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・健康福祉局地域福祉部保険年金課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3486 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・健康福祉局医療保険部保険年金課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2632 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	・健康福祉局地域福祉部保険年金課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-3486	・健康福祉局医療保険部保険年金課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2632	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会の根拠 番号法第19条第7号	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報提供の根拠 番号法第19条第5号、第7号	・情報提供の根拠 番号法第19条第6号、第8号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(5. 評価実施期間における担当部署①部署)	健康福祉局医療保険部保険年金課	健康福祉局医療保険部医療保険課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名)	保険年金課長	医療保険課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求)	・健康福祉局医療保険部保険年金課	・健康福祉局医療保険部医療保険課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ)	・健康福祉局医療保険部保険年金課	・健康福祉局医療保険部医療保険課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しきい値判断項目3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国保ハイアップシステム	国民健康保険システム	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しきい値判断項目1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(3. 個人番号の利用)	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(主務省令事項を定める命令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・情報照会の根拠番号法第19条第8号 別表第2の42の項(主務省令事項を定める命令第25条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、43の項(主務省令事項を定める命令第25の2条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)、44の項(主務省令事項を定める命令第26条)、45の項、46の項 ・情報提供の根拠番号法第19条第6号、第8号 別表第2の1の項(主務省令事項を定める命令第1条第1号、第2号)、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第3号、第4号、第5号、第8号、第11号及び第17号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第4号、第5号、第6号、第9号、第11号及び第12号)、4の項(主務省令事項を定める命令第4条第1号、第2号)、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号)、9の項(主務省令事項を定める命令第8条第3号)、12の項(主務省令事項を定める命令第10条の2第2号)、15の項(主務省令事項を定める命令第11条の2第2号)、17の項(主務省令事項を定める命令第12条の3第1号)、22の項(主務省令事項を定める命令第15条第1号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、27の項(主務省令事項を定める命令第20条第9号)、30の項、33の項(主務省令事項を定める命令第22条の2第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号)、39の項(主務省令事項を定める命令第24条の2第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号)、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号、第7号、第8号)、46の項、58の項(主務省令事項を定める命令第31条の2第4号、第5号、第6号、第7号、第9号及び第10号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条)、78の項(主務省令事項を定める命令第41条の2第3号)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号、第5号、第7号)、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、88の項、93の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号)、97の項(主務省令事項を定める命令第49条第2号)、106の項(主務省令事項を定める命令第53条第1号、第2号及び第5号)、109の項(主務省令事項を定める命令第55条の2第1号及び第2号)、120の項(主務省令事項を定める命令第59条の3第3号)	・情報照会の根拠番号法第19条第8号 別表第2の42の項、43の項、44の項、45の項、46の項、121の項 ・情報提供の根拠番号法第19条第8号 別表第2の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2632 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2632 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108		重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しきい値判断項目1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)1ノ2	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。))に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。 川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。))別表第1項番30の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。))に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。 川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。))別表第1項番30の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務 ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を用いた電子データ受信		
令和6年8月30日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要)2ノ2	2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定 3 給付管理に関する事務 ・療養費等の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費・高額介護合算療養費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費の多数回該当の引き継ぎ ・出産育児一時金・葬祭費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・特定疾病療養の申請の受理、確認、認定及び支給 ・一部負担金減免による申請及び決定 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・傷病手当金等の支給 ・第三者の行為による被害の届出受理、確認及び求償 ・保険給付の一時差止 4 保健事業に関する事務 ・被保険者に対する健康診査及び保健指導 ・生活習慣病の重症化予防	2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定 3 給付管理に関する事務 ・療養費等の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費・高額介護合算療養費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費の多数回該当の引き継ぎ ・出産育児一時金・葬祭費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・特定疾病療養の申請の受理、確認、認定及び支給 ・一部負担金減免による申請及び決定 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・傷病手当金等の支給 ・第三者の行為による被害の届出受理、確認及び求償 ・保険給付の一時差止 4 保健事業に関する事務 ・被保険者に対する健康診査及び保健指導 ・生活習慣病の重症化予防 5 中間サーバーに係る事務 番号法別表第2に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。		
令和6年8月30日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称)	国民健康保険システム、システム連携基盤、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)	国民健康保険システム、システム連携基盤、中間サーバー、検索・電子申請機能等システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)		
令和6年8月30日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項		
	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。))に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。 川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。))別表第1項番30の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 (省略) 5 中間サーバーに係る事務 番号法別表第2に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。))に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。 川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。))第9条第1項別表44の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 (省略) 5 中間サーバーに係る事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表の44の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報照会の根拠番号法第19条第8号 別表第2の42の項、43の項、44の項、45の項、46の項、121の項 ・情報提供の根拠番号法第19条第8号 別表第2の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	・【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項、70の項、71の項、160の項 ・【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、173の項 ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2024/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II しいき値判断項目 2取扱人数 いつの時点の計数か	2024/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II しいき値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減
令和7年3月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。 川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項別表44の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 1 資格（被保険者）情報の管理に関する事務 ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ・びったりサービス（サービス検索・電子申請機能）を用いた電子データ受信 2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定（省略）	国民健康保険は、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。 川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項別表44の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 1 資格（被保険者）情報の管理に関する事務 ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・資格確認書（高齢受給者証を兼ねたものを含む。）、資格情報のお知らせ等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ・びったりサービス（サービス検索・電子申請機能）を用いた電子データ受信 2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定（省略）	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 2取扱人数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない